



埼玉県

## ＜報道発表資料＞

県土整備部 河川砂防課

計画調査・流域治水担当

岡田、相馬

直通 048-830-5162

内線 5166

E-mail: a5120-08@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和8年1月20日

### 一級河川<sup>ささめがわ</sup> 笹目川において 特定都市河川の指定に向けた手続きを開始します

一級河川<sup>ささめがわ</sup> 笹目川は、流域全体の市街化が進んでおり、令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が発生しました。

このたび、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」を加速するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく、特定都市河川の指定に向けた手続きを開始しますので、お知らせします。

今後、同法第3条第9項の規定に基づき、関係市長等への意見聴取等を行います。

#### 1 特定都市河川指定の概要

特定都市河川の指定により、河川整備等の加速化を図るとともに、法的枠組みを活用した雨水流出抑制対策や土地利用規制など、流域全体で治水対策に取り組みます。

#### 2 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月以降	関係市長等の意見聴取、国への同意付き協議
令和8年3月	特定都市河川の指定・公示・施行
令和9年3月	流域水害対策計画の策定
令和9年4月	浸水被害対策の実施
	雨水浸透阻害行為の許可（法第30条）の適用

#### 3 添付資料

別紙1 一級河川<sup>ささめがわ</sup> 笹目川の特定都市河川指定について

別紙2 特定都市河川指定等に関するロードマップ

参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践